

## ■議会議員倫理審査会 審査結果報告について■

「見附市議会議員政治倫理条例」第8条6項の規定に基づき、議会議員倫理審査会の審査結果を公表します。

平成29年5月16日

見附市議会議長 小泉勝様

見附市議会議員倫理審査会 委員長 亀田満

### 審査結果報告書

平成29年3月17日付で提出された、見附市議会議員政治倫理条例第5条の規定による審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査が終了したので、下記のとおり審査結果を報告します。

#### 記

1. 審査の請求の対象となった議員の氏名 佐野統康 議員

2. 審査すべき事案の内容

佐野統康議員が代表取締役を務める会社が、見附市が実施している「出産お祝い品おくるみ贈呈事業」のおくるみの製造を受注している。これを受注することが見附市議会議員政治倫理条例第4条第6号に規定する倫理基準及び地方自治法第92条の2に規定する兼業の禁止の規定に抵触する疑いがあるのではないかとのことについて。

3. 審査の概要

本件については、審査請求の提出後、審査会を設置し、次のとおり審査を行いました。

(1) 第1回 平成29年4月19日

①委員長の互選について 投票により、亀田委員を委員長に選任。

②副委員長の互選について 投票により、佐々木委員を副委員長に選任。

③審査会の公開について 審査会は公開することで決定。

④今後の進め方について

ア. 請求議員に対する事情聴取は、次回の審査会で行う。

イ. 対象議員に対する事情聴取は、審査を進める中で必要となった場合に行う。

ウ. 資料については、審査を進める中で必要となった場合に求める。

(2) 第2回 平成29年4月24日

①審査請求議員である、渋谷議員、押野見議員、大坪議員の3氏の出席のもと、審査請求内容の説明を求め、質疑を行いました。

②次に審査請求の審議を行い、次のような意見が出されました。

ア. 逐条地方自治法（松本英昭著：学陽書房発行）には、議員の兼業禁止については全体の業務量の半分を超える場合に抵触するとあります。この事業の市の予算は160万円、対象議員が代表取締役を務める丸正ニットファクトリーさんの年商は10億円強であり、半分を超える場合に該当していないと理解できます。

イ. この事業は、見附ニット工業協同組合が市と契約し受注しているもので、組合内の3社が製造している。丸正ニットファクトリーが直接請負ったものではなく、下請けには請負は含まれないとのことから問題はない。

ウ. 見附市議会議員政治倫理条例で定めた倫理基準は、金額の多少は関係ない。私どもは経緯があつて倫理規定を作ったわけであり、審査会でそのあたりをどこまで認めるのか。

エ. 対象議員の事情聴取を行わず決定することは拙速である。（事情聴取を行うべきとのことについては、賛成少数により行わないことに決定しました。）

4. 審査の結果

今回の事例について、本審査会としては、見附市議会議員政治倫理条例第4条第6号及び地方自治法第92条の2に規定に抵触せず、議員倫理基準違反はないとの結論に至りました。

※平成29年5月22日 第2回市議会臨時会において、見附市議会議員政治倫理条例第4号第6号に規定する倫理基準に抵触する疑いの審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査結果報告書のとおり、対象議員には議員倫理基準違反ないと決定しました。